## えびす・ぱれっとホームからご報告

## 平成21年度より障害者自立支援法の指定事業所になります

現在渋谷区では、税制改正の影響を受け税収が大幅減になり、障害者福祉では、区の財政から切り離せるものや軽減できるものは、速やかに自立支援法(以下:支援法)下への移行を進めています。

ぱれっとでは支援法も含め、今後の具 体的な方向性を今年度中に示すため、話 し合いを進めていました。そんな中、支 援法の条件を満たすえびす・ぱれっとホ ーム(以下:「ホーム」)を、次年度より支 援法の指定事業所に移行して欲しいと、 渋谷区から連絡が入りました。「来年度 の移行が難しい場合はどうなるのか」と いう質問に対し、従来の補助金はなくな るとの返事が返ってきました。支援法に 移行するかどうかの検討期間は1ヶ月 余りしかなく、限られた選択肢の中で、 まず職員間で共有し合い、理事の意見を 伺い承認を得ました。9月中旬より移行 に向けた具体的な動きに入り、現在、移 行手続きを進めつつ、今後の方向性を模 索しています。

## ●具体的な動きのご報告

移行の際、寮居住者は全員区分認定を 受け、介護給付の受給者とならなければ なりません。区分認定のためには、認定 調査と医師の意見書が必要です。現在、 「ホーム」で介護給付を受給している利 用者は2名います。残り4名の認定調査 日は、本人、保護者、調査員とホーム職 員2名の予定を合わせて調整。認定の調 査項目や医師の意見書の内容について は、事前に職員がたたき台を作成し、職 員会議や職員間で内容を検討し直して から、保護者会で保護者とともに対策を 考える時間を取りました。主治医のいな い利用者に関しては近隣の病院を探し、 本人や保護者とともに職員1名も同行 し、つながりを作りました。

10 月中に認定調査や医師の意見書作成のための通院が終了し、現在は区分認定の結果を待っているところです。 えびす・ぱれっとホーム施設長 三森 紀子

## ●NPO 法人ほおずきの会の運営する

グループホーム「クローバー」見学報告 9月26日(金)、2006年から自立支援 法下に移行している"ほおずきの会"が 運営するグループホーム「クローバー」 を、見学させていただきました。

クローバーは、障害程度区分3~6の 知的障害のある女性4名が暮らすケア ホームです。職員一人で入浴などを介 助・支援をしていくことは大変そうに思 いましたが、利用者4名という人数は一 人ひとりを把握でき、深く関わることが でき適した人数だと感じました。スタッ フは、常勤が1名と非常勤が2名、アル バイトの方でシフトを組んでいました。

自立支援法下で運営するにあたっては、運営規定の作り方など大変苦労なさったことや、お金の流れが変わるため慣れるまでは大変だというお話も伺いました。自立支援法下で運営しているクローバーは、支援法で定める単価報酬で運営していますが、資金面でも苦労なさっていることがたくさんあるようでした。クローバーから、自立支援法下で運営されている話や疑問点など多くのことを教えていただき、新たに知識を深めることができました。

えびす・ぱれっとホーム職員 伊藤 遥